

中小企業団体中央会の事業

同業種での組合設立による経営合理化、異業種連携による新製品開発・新事業展開など中小企業組合制度を通じた支援、中小企業者にとって有益な情報を提供するための研修会開催支援、企業間の連携支援を中心に、中小企業連携支援機関として各種事業を実施しております。

対象者

福岡県内の事業協同組合、協同組合連合会、企業組合、商工組合、協業組合、商店街振興組合、中小企業・小規模事業者（法人、個人）等

内容

(1) 中小企業組合制度

中小規模の事業者・勤労者などが組織をつくり、共同購買事業、共同生産・加工事業、共同研究開発、共同販売事業、金融事業などの共同事業を通して、技術・情報・人材等個々では不足する経営資源の相互補完を図る制度です。

本会では、中小企業組合等の設立及び管理運営支援を行っております。

- ①中小企業組合等の設立支援を受けることができます。
- ②中小企業組合等の法律、経理、税務等の運営管理について相談を受けることができます。
- ③中小企業組合の各種届出、認可申請書等について作成支援を受けることができます。
- ④「中退共」、「小規模企業共済」、「経営セーフティ共済」等の国の共済制度の受付を行っています。

※主な中小企業組合の概要

- ・事業協同組合：新事業展開・経営革新を目指し事業の共同化を図る組織です。
- ・企業組合：出資、労働、経営を一体的に行う法人組織で会社に類似した組織です。
- ・協業組合：中小企業の事業統合・集約化の促進により生産性の向上を図る組織です。

また、令和2年6月4日に「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」が施行され、以下に記載する事業協同組合の設立が可能になりました。

ご不明な点やお聞きになりたい点等ございましたらお問合せ下さい。

■ 特定地域づくり事業協同組合について

地域人口の急減に直面している地域において、農林水産業、商工業等の地域産業の担い手を確保するための特定地域づくり事業*を行う事業協同組合に対して財政的、制度的な支援を行っています。

※特定地域づくり事業とは、マルチワーカー（季節毎の労働需要等に応じて複数の事業者の事業に従事）に係る労働者派遣事業等を言います。

■ 特定地域づくり事業協同組合制度とは

特定地域づくり事業協同組合制度とは、

- ①人口急減地域において、
 - ②中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合が、
 - ③特定地域づくり事業を行う場合について、
 - ④都道府県知事が一定の要件を満たすものとして認定したときは、
 - ⑤労働者派遣事業（無期雇用職員に限る。）を許可ではなく、届出で実施することを可能とするとともに、
 - ⑥組合運営費について財政支援を受けることができるようにする
- というものです。

本制度を活用することで、安定的な雇用環境と一定の給与水準を確保した職場を作り出し、地域内外の若者等を呼び込むことができるようになるとともに、地域事業者の事業の維持・拡大を推進することができます。

(2) 支援事業（研修会開催事業）

各種法律や税制改正等の、中小企業者にとって必要な知識や情報を発信するため下記の研修会をはじめ様々なテーマで研修会を開催します。

※テーマ

- ①経営ガバナンス向上やコンプライアンスに関する研修会 ほか
- ②中小企業組合の法律・経理・税務等に関する研修会
- ③中小企業の経営力向上のための研修会

(3) その他支援事業

①コンサルティング事業

・中小企業組合における諸問題について専門家の助言を受けることができます。

②地域貢献事業

・中小企業組合が営利を目的としない地域に対する貢献事業（ボランティア活動等）として実施したイベントに対する助成を受けることができます。

③組合チャレンジ支援事業

・中小企業組合が組合員のために行う共同事業の改善・強化・活性化を図るため、新たに行う取組みに対する支援を受けることができます。

④情報資料収集事業

- ・本会ホームページやメールマガジン配信（月2回）、機関誌（月1回）により広く最新の情報を収集・加工し提供をいたします。
- ・メールマガジンは本会ホームページより登録できます。

(4) 国・県の施策を活用した企業・連携体支援事業

①BCP（事業継続計画）策定支援

- ・BCP（事業継続計画）の周知・普及を目的としたセミナーを開催します。
- ・専門家を中小企業や中小企業組合等に派遣し、BCP策定を支援します。

②連携事業継続力強化計画の策定支援

複数事業者が連携をして策定する事業継続力強化計画です。単独企業では対応できないリスクに対応するものであり、複数の企業が集まり、災害時の相互協力体制を計画するものです。連携事業継続力強化計画には、主に三つの類型（組合等を通じた水平的な連携、サプライチェーンにおける垂直的な連携、地域における面的な連携）が存在します。

本会では、計画認定のために個別説明会や専門家の派遣等を行い、その策定を支援します。

(5) その他

全国中小企業団体中央会が実施する組合等への助成事業として、中小企業組合等課題対応支援事業があります。

- ①中小企業組合等活路開拓事業（展示会等出展・開催事業を含む）
- ②組合等情報ネットワークシステム等開発事業
- ③連合会（全国組合）等研修事業

いずれも中小企業単独では解決困難なテーマ（生産性向上、取引力の強化、海外展開、既存事業分野の活力向上、情報化促進、技術・技能の継承等）について、取り組む事業となります。

活用方法

上記の各種事業につきましては、主に中小企業組合を対象としております。詳しくは下記までお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

福岡県中小企業団体中央会

本 所 TEL：092-622-8780 北九州支所 TEL：093-531-0181
筑後支所 TEL：0942-38-1563 筑豊支所 TEL：0948-22-1159
URL：https://www.chuokai-fukuoka.or.jp/

